

令和4年6月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(事前)

令和4年6月13日(月)

〔委員会の概要〕

長池委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時40分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その2))

【報告事項】

○保育所等入所待機児童数(速報値)について

○徳島県青少年センターにおけるネーミング・ライセンス制度パートナー企業の決定について

○徳島県スポーツ推進計画策定方針(案)について

日下保健福祉部副部長

6月定例会に提出を予定いたしております、次世代育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計補正予算案とその他の議案等として、変更委託契約及び令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。

私の方からは、一般会計の総括、並びに、保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元に配付させていただいております、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料(その2)の1ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入・歳出予算総括表でございます。関係する3部局で、予算の補正をお願いいたしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は、820万円となっており、補正後の予算総額は、478億6,240万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

続きまして、2ページを御覧ください。

保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますが、健康づくり課でございます。

精神衛生費の摘要欄①のアひきこもり支援体制強化事業300万円は、コロナ禍の影響などにより、ひきこもりとなる方の増加が危惧されることから、当事者とその御家族が身近な場所で支援を受けられる体制づくりなどを実施するものでございます。

3ページを御覧ください。

以上、保健福祉部関係につきましては、表の最下段に記載のとおり、補正前の額350億1,513万円に対しまして、300万円の増額をお願いし、補正後の予算額は、350億1,813万円となっております。

飛びまして、8ページをお願いします。

令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。

保健福祉部では、医療政策課の医療衛生費におきまして1億7,325万円、保健師、助産師、看護師等養成費におきまして1,502万5,000円、長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費におきまして4億2,531万7,000円、合計6億1,359万2,000円を繰り越しております。

6月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

上田未来創生文化部長

続きまして、6月定例会に提出予定の未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計補正予算(案)並びにその他の議案等といたしまして、変更委託契約及び令和3年度繰越明許費繰越計算書でございます。

1ページを御覧ください。

未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、300万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、その右の欄のとおり、118億9,094万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課でございます。

目名母子福祉費の摘要欄①、アのひろがれ!子ども食堂応援事業では、新たに、子ども食堂の未開設地域において、地域住民や関係機関と連携した新規開設に向けた取組を支援するなど、全県的展開を加速させる経費として、300万円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、115億3,165万8,000円となります。

7ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、2点御説明いたします。

1点目の変更・委託契約は、徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約について、予算の範囲内において、工事内容を変更することに伴い、契約金額を変更するものでございます。

9ページを御覧ください。

2点目の令和3年度繰越明許費繰越計算書は、去る2月定例会で御承認を頂きました繰越明許費につきまして、その後の事業進捗に努めました結果、繰越額が確定しましたので、9ページから10ページにかけて、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

10ページを御覧ください。

表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、未来創生文化部の合計額

は、13億2,584万1,000円となっております。

これらの事業につきましては、早期完了に向けて鋭意努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

続きまして、この際3点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

保育所等入所待機児童数(速報値)についてでございます。

本年4月1日時点の本県における待機児童数は、昨年と比較して23人減少し、県に記録が残る平成11年以降、初めて待機児童ゼロとなりました。

県におきましては、引き続き、待機児童ゼロを継続するために、計画的な保育環境の充実を図りますとともに、保育士確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、資料2を御覧ください。

徳島県青少年センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定についてでございます。

本年2月定例会で御報告いたしましたとおり、徳島県青少年センターにおけるネーミング・ライツ制度のパートナー企業を募集いたしました結果、選定委員会による審査を経て、前回と同じ株式会社徳島大正銀行をパートナー企業に決定したところでございます。

ネーミング・ライツの期間につきましては、令和4年5月29日から令和10年3月31日まで、金額につきましては、年400万円でありまして、愛称は、前回と同じとくぎんトモニプラザに決定いたしております。

最後に、資料3を御覧ください。

徳島県スポーツ推進計画策定方針(案)についてでございます。

本県におきましては、スポーツ推進の基本的な方向性を示す徳島県スポーツ推進計画を策定し、スポーツに関する施策の総合的な推進に努めているところでありますが、現計画の計画期間が今年度末に終了することから、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際スポーツ大会の開催や、新型コロナウイルス感染症の拡大などスポーツ環境の変化に伴う新たな課題にもしっかりと対応するため、次期計画を策定することとしております。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、策定方針といたしましては、これまでの取組の成果を踏まえつつ、新しい時代に即した更なるスポーツ振興を図るため、運動部活動改革の推進やスポーツにおけるDXの実装など新たな視点を加えるとともに、競技力の向上やスポーツを通じたまちづくりの推進など、従来からの取組を拡大してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議を頂きますとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県スポーツ推進審議会での御審議、答申を経まして、11月定例会の次世代育成・少子高齢化対策特別委員会において計画最終案を御報告申し上げる予定としており、令和4年中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

臼杵副教育長

引き続きまして、6月定例会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計補正予算(案)でございます。

お手元の委員会説明資料その2の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

総括表の下から2段目、教育委員会関係では、220万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、2億3,661万2,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。

6ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費摘要欄①生徒指導費アの「3S活用モデル事業」では、児童生徒の抱えている複雑多様化した問題に対応するため、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの3Sが連携・協働し、ひとつのチーム学校として諸課題に取り組むことができる教育相談体制の構築を図る経費といたしまして、220万円を計上いたしております。

人権教育課の補正後の予算総額は、1億6,737万1,000円となっております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

長池委員長

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、議員一人当たり1日につき答弁も含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

今回、予算が付けられている3つ、説明を頂いたのですけれど、順番に聞いていいですか。

まず、障がい者のひきこもり支援体制強化事業の300万円ですけれど、具体的にどういふふうなことをされる費用として考えられているのですか。

大久保健康づくり課長

ただいま岡田委員より、今回のひきこもりの事業についての御質問がございました。

ひきこもり支援体制強化事業につきましては、令和元年度の調査結果により、県内で550人がひきこもり状態にあると確認されておまして、長引くコロナ禍や物価高騰による

経済状況の悪化によるひきこもりの増加が危惧されており、当事者等に対する支援体制の強化が急務となっております。こうした中、孤独感や生きづらさを感じるひきこもり状態にある当事者や家族等が身近な場所で安心して支援を受けられるよう地域に密着した支援体制づくりの推進を図ってまいります。各保健所圏域ごとに保健所主催による市町村担当者会議を実施し、ひきこもり支援の必要性や取組事例を共有することにより、支援の主体である市町村支援を強化してまいります。

また、各市町村で活動されている民生委員や精神保健福祉ボランティア、市町村の担当者向けに研修会やワークショップを実施することで当事者及びその家族が身近な場所で安心して相談できる環境づくりを構築してまいります。

さらに、ひきこもりに関して悩みや不安を抱える県民が適切な支援を受けられるよう相談窓口や関係機関の情報についてリーフレットやケーブルテレビ、SNS等の多様な手段により効果的な情報提供を行ってまいるという事業になっております。

岡田委員

ということは、コロナにもなったりして、社会的にも出ていけない時間が非常に長く、2年半ぐらい続いているというところがあって、ひきこもりの方たちへの、相談体制とか、いろいろな部分でのサポートをしていくことを強化されるという予算ということでしょうか。

それで、このひきこもりの問題って一時は8050問題といって、ちょうど私たち世代の方たちの社会的な問題というふうに言われてからも、大分年月がたっています。それで、ひきこもりの方たちがなかなか社会に出ていくチャンスを、特にコロナというところで、見つけられない。それでなくても、社会的に活動していた方たちも在宅になったり、外に出ていくなというような、コロナ感染症による弊害ということですが、それが社会の変化として受け入れられて、そういう働き方もあるし、そういう活動の仕方もあるというふうな切り替わりになった部分もあります。しかし、その中であって、なかなか社会と接点が見つけられないという方たちにとっては、非常に厳しい時代が続いているのに変わりはないというように思います。手厚くサポートしていただくとともに、社会に出ていくきっかけになるような取組として、先ほどおっしゃられたワークショップというのは具体的にどうされるのかあれなのですが、皆さんにとって社会とつながるというところの接点になるような取組というのも含まれているのですか。

大久保健康づくり課長

岡田委員から、もう少し事業の詳細な内容について御質問を頂きました。

確かに、おっしゃるように、令和元年度に県が実施いたしました実態調査におきましても40代から60代がひきこもりの当事者の方の約半数に該当するという結果が出ております。

なかなか、その状況の把握というところで、別の家族や世帯の外からの支援の有無というのも、8050問題では分からないところもありますけれども、一概に孤立しているかというのも、判断がつかかねるところもございます。また、親への介護等の支援を通じて家族内の問題が判明するということも多く、社会福祉協議会や民生児童委員や地域包括支援セ

ンター、相談支援事業所などと連携強化によって今回の事業についても実施していかなければならないというふうに考えているところでございます。

具体的には、ひきこもりの状態の把握も、必要でございまして、その次に、ひきこもりに至った要因と将来を考慮した息の長いケアというものも必要でございます。まずは社会参加につながるような支援、ひきこもりサポーターと関わりを持つであるとか、当事者グループへの参加など、本人の状態にあわせた柔軟な対応が求められておりますので、先ほども申し上げましたように、民生委員や精神保健福祉ボランティアや市町村の担当者も含めて、皆さんでワークショップや研修会等を今後行ってまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、ひきこもりの方たちの支援になるような体制づくりと、そしてまた、社会の理解を深めていってもらうためにも、いろいろな方の知恵と総力を結集してもらって、一人でも社会と関わりが持てるような方が増えていくように、是非支援のほどをお願いしたいなと要望しておきます。

それと、その次に、もう一つ、次世代育成・青少年課の、ひろがれ！子ども食堂応援事業で、こちら300万円の予算がついているのですが、この事業についての説明をお願いします。

山名こども未来応援室長

岡田委員より御質問を頂きました。

子ども食堂につきましては、食事を提供する場としてだけではなく、地域の大人や子供の交流の場の創出や食育の推進において重要な役割を担っております。コロナ禍において、人と人とのつながりを守る活動としても社会的関心は高まっております。

また、県内の子ども食堂の現状につきましては、平成30年5月に市内を中心に8か所ほどから始まって、運営団体の御努力にもよりまして、現在では15市町で49か所というところでございます。民間団体の調査によりましては、人口10万人当たりということでは、約5か所程度設置されているというところで、全国平均を上回る開設数というところにはなっておりますけれども、人口の多い市部でありますとか、東部圏域に活動が集中しておりまして、地域的な偏在というところが課題となっております。

先ほど申しましたように、また、長引くコロナ禍によりまして、子供たちが身近な地域で多様な世代と交流して、安心して過ごせる居場所ということに大変重要性が高まりを見せておりますので、新規開設に向けた取組を支援し、子ども食堂の全県的展開というものを加速させてまいりたいと考えております。

内容につきましては、子ども食堂を開設する上で、課題となっております運営者の様々な不安を解消するために、経験豊富な運営者や専門家による立ち上げ支援を行うとともに、未開設の地域におきまして、住民や関係機関などと連携して試験的に子ども食堂を実施することにより新規開設に向けた機運醸成につなげてまいりたいと考えております。

岡田委員

先ほどのお話だったら、平成30年からなので、大体5年くらい、徳島県内では子ども食

堂の活動というものが広がってきつつあるというような現状の話を踏まえて、やっとな県が予算をつけてくれたのかなというような感じがします。それ以前につきましても、はっきり申し上げまして、いろいろなところの弊害があって、徳島県内は子ども食堂がなかなか進みにくい状況でした。それでも、子ども食堂を作っていきたいとか、子供に地域の居場所をつくりたいという方たちの情熱は非常にある市町村はたくさんあったと思うのです。けれど、県のほうに相談に行きますと、非常に厳しいことを言われるとか、当然、食品なので、保健所側のセキュリティが厳しかったりというところがあって、それぞれ皆さんが工夫をしてくださって、運営されていたという現実があって、やっとな県内に広めていきたいと思いますかという話になったというので、非常に喜ばしいことではあると思うのです。民間の動きと、県の動きと、市町村さんの動きの熱量が重なると、ものすごく一気に進むと思うのですけれど、今回の動きを見ていますと、やはり遡ること5年間は掛かっています。その一つずつのハードルというのが、なかなかクリアできていけないという部分と、それといろいろな資料を見ていたら、令和2年度にコロナ禍における子ども食堂の価値といいますか、子供の居場所について、国のほうから出されている事例集のような資料も見つかったのですけれど、やはり、その中であって、なかなか動いてこなくて、何で今になってなのでしょうかなというところが一つの疑問なのですけれど、いかがでしょうか。

山名こども未来応援室長

岡田委員から御質問を頂いております。

先ほども申し上げたところではございますけれども、やはり子ども食堂は民間主導というところで始まった取組でございます。それについて、保健所の要件であるとか、そういったものを緩和することでどんどん活動が促進するのではないかとというところで、我々のほうも各所に働きかけなども行い、今年の3月に緩和という方向性も出ました。現在は年度末に40か所だった子ども食堂が9か所増えたということで、急激に伸びているところです。やはり、そういった行政側の取組によって、こういった結果になっているのかなというところで、なかなか進んでいなかったというところは、現実的にも反省すべきところではあったかなと思っております。

そうしたことも踏まえまして、やはりコロナ禍によりまして、こういった居場所づくりが困難を抱えた子供の発見などにつながっているというところもあり、我々としても、やはりそれは全県的に広げるべきではないかとというところで、今回は新規開設していただいて全県的展開を加速させたいと考えているところです。

それから、保健所の要件緩和により、やはり、それぞれの食堂運営の方々が、衛生管理面でかなり御心配をなさっておられることは承知しておりますので、そういった方々への支援のほうもこの事業で十分行ってまいりたいと考えております。

岡田委員

県の仕組み、国の仕組み、市町村の仕組みとして時間が掛かるというのは分からない話ではないのですけれど、やはり私たちが議論している5年間って、子供にとったら小学校を卒業するんですよ。1年生の子が。だから、対象者が子供たちだということだったら、子供たちが子供である間に、その事業がその子たちにちゃんと行き届くようなタイムスケ

ジュールでしていったらあげないと。その時代に本当にしんどい思いをした子たちが、いろいろな意味で社会になじめなかったり、先ほどのひきこもりではないですけど、ひきこもりの子たちは一言では言えないぐらいいろいろな要因があって、現状そうなっているという話になるので、一つでも要因を取り除くというところで役割として、先ほどおっしゃったように子ども食堂で皆さんが御飯を食べるという一つのことによって、それが防げる可能性もあるし、そういうふうなものすごい期待値が大きいところこそ早く立ち上げて、それで今やっと県内に広めますというお話でしたが、その5年という年月は大人が議論をする分には5年なのかもしれません。でも、子供にとったら、生まれた子が幼稚園に行くような話なので、そこの時間の経過というのは、許されていていいものではなくて、やはり配慮が欠けていて今になっているとしか、私は思えません。時間をかけて現実を見ていかなければいけないというところの意味は分かるのですが、ゆっくりしていただいたいというものばかりではないと思います。そこの部分と対象になっている方たちの現実という、その厳しさという部分とのすり合わせをして、急がなければいけないことは急いでいくというスピード感を持つということと、あと危機感を持つということは非常に重要ではないかと思えます。

今回、予算をつけて県下中に広げていくということになったので、それなりにスピード感を持って、今年中には全部開設されるとともに、そしてこれは単年度の事業で終わらせるのではなく、コロナ禍で非常に傷んでいるし、今物価高騰の話が出てきていて、非常に生活が困窮していくというのが前提にある方たち、また日常の生活の中にも不安を抱えられている方たちもいらっしゃるのです、逆に言うと、定期的にどこかにいったら子ども食堂というものが開催されていて、子供たちの食事の面では安心して過ごせるというような横のネットワークと情報発信というのも丁寧にしていただきたいと思うのと、それと当然、単発で終わるのではなくて、社会情勢を見ながらずっと支援を続けていっていただきたいなと思うのですけれど、いかがでしょうか。

山名こども未来応援室長

岡田委員からの御質問でございますが、この事業の実施状況、そういったものも十分分析などいたしまして、今後につなげることができるよう、十分検討して進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

先のほうのスピード感を持ってすることのほうはどうなのですか。

山名こども未来応援室長

失礼いたしました。

この事業につきましては、スピード感を持って、今年度中に、今未開設の地域が9町村というところがございますので、少なくとも、そちらの町村のほうには、十分働きかけもしながら、この事業も活用し、子ども食堂の開催もいたします。将来的な目標である小学校区での設置に向けて、まずは全市町村での設置というところがございますので、それについてもスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、定期的に開催できるようにしてください。そしてまた、もう一ついいますと、子ども食堂という名前で、結構、大人の方とか、高齢者の方には、子供しか行けんけん、私らは行ったらあかんのでなとまで言われる方がいらっしゃるの、やはりそのネーミングというところの部分の反応も大きいかなと思いますので、地域の方が寄り添える場所になるよう展開の仕方に工夫をしていただきたいと思います。それと、いろいろなところへ展開していただくに当たって、子供の数より高齢者の方が多いという地域もありますので、そういった場合には、高齢者の方にも来ていただいて一緒に食べていただくなど、昔の三世代交流の場となるようにという部分で、今、県の資料を見ていたら、多機能性を持たせるというユニバーサルカフェのほうでもいろいろな地域の交流ということも書かれています。逆に、ユニバーサルカフェと子ども食堂と、いろいろな立ち位置をつくるのではなくて、やはり、それを統合したような形で、皆さんが来て、地域の方が来て、地域の方以外でも大丈夫なので、皆さんに来てもらって、旬の食材を食べましょうとか。

その旬の食材を食べましょうというのは、最初、私が子ども食堂という話の時にしたら、子ども食堂は旬の食材ではなくて、貧困家庭の救済が目的で国の予算がついているから、旬の食材というところに行き着かなかったという話が返ってきた記憶があります。そうではなくて、徳島ならではの農業と漁業の第一次産業が豊かな県であるからこそ、第一次産業の方たちとも連携しながら、旬の食材を味わってもらえる食堂という部分の展開をしていくということに一つの意義がある。徳島ならではの発展の仕方があるのではないかなというふうに期待しているところがありますので、是非そのあたりは工夫してもらって、現場の声を聞きながら、そしてまた発展的な徳島ならではの発信ができるように是非工夫をお願いしたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。

山名こども未来応援室長

岡田委員からの御質問でございます。

お話のとおり、子ども食堂が地域の子供さん、全ての世代の大人とかが互いに交流して、気軽に集う、憩いの場として、まずは正しく理解されて、それぞれの地域で受け入れられていくということが大事だと思っております。この事業を通しまして子ども食堂の活動自体を実際に見ていただくとともに、地域の実情もあると思いますので、そういった実情も把握した上で、そういった幅広い世代の方々にも参加いただけるような事業にさせていただきたいと思っております。魅力的な子ども食堂がその地域で展開されますようにつなげてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、地域の皆さんに愛される、そして継続して支援していただけるような体制づくりをしっかりと構築していただきまして、コミュニティの連携不足というのがいろいろな社会問題で一番大きなところだと思いますので、子ども食堂を通じていろいろな地域の方と連携することによって、今、社会問題になっているヤングケアラーの問題であったり、それとか、先ほどの高齢者の方の老老介護であったりとか、認知症の部分の早期発見につなが

るとかという、その地域の問題解決につながるような展開となることを期待しています。是非、地域に根ざした、そしてまた、地域が望んでいるような食堂になるように、展開していただくことを要望して終わります。

それと、もう一つ、教育委員会で3S活用モデル事業というのが予算でついているのですけれど、これは具体的にどんな話なのでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま岡田委員から、3S活用モデル事業についての御質問を頂きました。

いじめや不登校など、児童・生徒が抱えている問題や置かれている環境が複雑化、多様化しており、学校だけでは解決が困難な事例が増加しております。専門家とのより効果的な連携や、専門家同士が有機的に連携するネットワークの構築が必要となっております。

そこで、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、頭文字をとりまして3Sと呼んでおりますが、連携協働し、生徒指導上の諸課題に対応する教育相談体制の構築に向けて3S活用モデル事業を実施いたします。

具体的には3S連携推進モデル校を小学校1校、中学校1校に設置しまして、学校と3Sとの効果的な連携の在り方や活動内容について検証いたします。3Sが全員そろっての連携だけに限らず、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携など、複数の専門家との連携や、個々の専門家とのより効果的な連携についても検証してまいります。

岡田委員

今の御説明だと、今全県下ある学校の中で小学校1校と中学校1校をモデル校として選出して実施されるという話なのですけれど、実際、徳島県内においてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーというのはどれぐらい配置されていて、どれぐらいの頻度で各学校を巡られているかということは、情報として、今聞いてもいいですか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま岡田委員から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの現在の県内での活用状況についての御質問を頂きました。

スクールカウンセラーにつきましては、平成23年度より公立小・中学校、県立学校に配置、派遣できる体制をとっておりまして、現在、今年度は62名のスクールカウンセラーが各学校で教育相談に当たっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成29年度より市町村への配置を始めまして、現在では全24市町村教育委員会に17名を配置いたしまして支援体制の充実を図っているところです。加えまして、県立学校につきましては、10名を派遣できる体制を整えております。

岡田委員

その県立10人というのは、スクールソーシャルワーカーの話ですか。

蔭山いじめ問題等対策室長

県立学校に派遣しております10名につきましては、社会福祉士、または精神保健福祉士であるスクールソーシャルワーカーなのですが、この10名につきましては、スクールプロフェッサーと呼んでおりますが、業務内容につきましては、スクールソーシャルワーカーと同様のことになっております。

岡田委員

実際、現場の学校の皆さんからすると、配置されているスクールカウンセラーが地域で何人かで、1人専属では自分のところの学校どころか、市町村さんでもなかなかついていないというような現状もある中であって、3S活用モデルというところを実施されますと、その地域では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがそれでなくてもなかなか来てくれないのに、さらに来てくれなくなるということにはならないのですよね。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま岡田委員より、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが事業によって逆に来づらい状況になるのではないかというような御質問がございました。

この3S活用モデル事業につきましては、現在、配置・派遣しておりますスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに加えまして、モデル事業を実施している学校には、さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは週に一度、スクールロイヤーは月に一度参加するようにしておりますので、これまでの学校が困るというようなことはございません。

岡田委員

分かりました。

すぐにスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかと相談というような話をされますけれど、現状、学校現場としては決められた日しか来ないとか、地域によっては、言われたように、週とか月とかで回っているというようなところもありますので、その部分の解消もできるように、本当は相談したいときに相談できる体制づくりというのを強化していただきたいなというのを1点思います。今回、スクールロイヤーが入って連携して対応されるという事業モデルとのことですので、今後、いろいろな多岐にわたる問題の解決についてどういうふうなことができるのかということのも非常に期待している部分もあります。それとともに、元々のスクールロイヤーとかスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーという人の数が足りないという、私の中に認識がございますので、その部分の人材の育成とか、連携をとっていくという部分のマンパワーは欠けないように、増やしていけるような方向で市町村と連携しながら細かく気配りができるような体制づくりを是非作っていただきまして、その上で3Sの活用モデルというのが実施できるように、是非お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま岡田委員から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクー

ルロイヤー等の人数をそもそも増やしていく方向で検討をという御質問でございました。

毎年、少しずつではございますがスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人数をこれまで増やしてきている実績がございます。相談件数につきましては、カウンセラー、ソーシャルワーカー、ロイヤーともに年々増えてきております。それに伴いまして、保護者、また教職員、子供たちのそれぞれの専門家に関する認識も高まってきております。

今回のモデル事業によりまして、専門家とより相談しやすい環境を整えることでスピード感を持って相談対応をすることもできると考えております。加えて、この事業によりまして教職員等がさらに活用の仕方をより認識することで相談件数も増え、それがマンパワー、人数をより増やしていくことにつながるのではないかと考えております。

岡田委員

今、おっしゃられたように、それこそ、カウンセラーとかソーシャルワーカーとかいう言葉自体も皆さんに広まってきたし、カウンセラーに相談するということが日常の中に取り入れられてきているような学校生活になりつつあります。やはり、相談したいなと思ったときに定期的かというと、コンスタントにその思いがあるときに相談できる体制というのを基本構築していただきたいなと思います。それと子供の数が減っているとか、先生の数も減少させられているというところではありますが、それと半面して相談件数というのは非常に増えていると思います。相談しないと皆さんはなかなか解決策が見出せないとか、自分で消化できないとか、学校現場ではなかなかやりとりがしづらいというような案件等々もあると思います。是非、先ほどおっしゃられたように、そのあたりの現状や要望に応じて、カウンセラーであったり、ソーシャルワーカーの方の数というのも確保していただけるように要望するとともに、活用モデルとして今回1校ずつということですので、実際に取組をしていただいて、モデルというのがその次の段階として県下中にどれぐらい広めていけるのかというところと、それもやはり人数の関わりにもなってこようかと思います。そのあたりも先に計算に入れながら、先ほどスピード感を持ってというようなお話もありましたので、是非取組を進めていただけるように要望して終わります。

達田委員

今、岡田委員から、3つの議案について詳しくお尋ねになりましたので、ちょっと気になったところだけお尋ねしたいと思います。

ひきこもり支援の体制ですけれども、県下でひきこもりの方がどれぐらいいらっしゃるという数をどのようにして調査をされているのか。それと年代別にどのようなになっているのか、分かっておりましたら教えてください。

大久保健康づくり課長

達田委員からひきこもりの令和元年度の県内の調査及びその人数について御質問がございました。

令和元年度に県下の民生児童委員約2,000人を対象としたアンケート調査を実施いたしました。県内で550人がひきこもり状態であるというふうなことが確認されております。各圏

域ごとの内訳は東部圏域が265人、南部圏域が163人、西部圏域が122人という状況です。

達田委員

民生委員が地域を回られていって調べたということでしょうか。

大久保健康づくり課長

達田委員から、民生委員がどのような形で調査されたのかという御質問でございます。

令和元年度に民生児童委員さんが、御自身が把握しているひきこもりの人数についてアンケートでお答えいただいたという状況でございます。

達田委員

日頃、地域のことをよく御存じな方ですので、ほぼこういう人数かなとは思いますが、それでも、年代別というのはどうなのでしょう。

大久保健康づくり課長

失礼いたしました。各圏域ごとの年代別人数ということで申し上げます。

10代から30代が東部圏域81人、40代から60代が154人、70代以上が8人、不明22人の計265人で、南部圏域が10代から30代が43人、40代から60代が98人、70代以上が9人、不明が13人ということで計163名となります。最後に、西部圏域でございますが、10代から30代が37人、40代から60代が75人、70代以上が2人、不明が8人、計122人という状況でございます。

達田委員

普通だったら働きにおいでという、そういう年代の方も非常にひきこもりの方がいらっしゃるということなんですよ。私なんかのところに相談というのは、余りないかなのですけれども、それでも「家に実はひきこもりの人がいるんです」ということで深刻な御相談があったりします。それが40代とか50代とか、普通でしたら働いておられる年代の方がひきこもっておられるということなんですよ。

先ほどの御答弁で様々な支援とか対策ということが言われておりましたけれども、そこへ御本人を連れて行くというのは本当に大変なことなんですよ。ですから、親御さんがもう80代になって、お父さんも亡くなって、お母さんが一人とひきこもりの方ということで、お母さんの年金で生活されているのですけれども、もし、私が死んだらひきこもっている子供はどうなるのでしょうかというような、本当に御心配な御相談もあるわけなんですよ。しかし、そういう方がいらっしゃるということも私は全然気が付きもしないというか、お宅を訪問しても見たこともないという、そういう現状だったんです。

ですから、ひきこもりの方というのは、誰かが「こんにちは」と言っても「はい」と出てくることもなく、本当にお部屋にひきこもっておられるので、地域ではなかなかつかめないのではないかなと思います。

ですから、民生委員さんに御相談があるとか、民生委員さんが昔から小さい子供の時から知っていたとか、そういうことでないと、なかなか人数がつかめないのではないかなと。

だから、正確な数字というのがつかめているのかなというのが一つ疑問もあるんですね。ただ、1件1件回って「お宅にひきこもりの方はいませんか」と、そんな調査をするわけにはいきませんので、御本人が、御家族の方が相談してくれないと分からないという、本当に難しい問題だと思います。

それで、ひきこもりの方がいろいろな対策によって、少しずつ少しずつ社会に出て、そして何とか復帰ができたよというような、そういう例がありましたら、それはどういうふうな前例というのは大きな参考にもなると思うのですけれども、それは県のほうでつかんでおられるのでしょうか。

大久保健康づくり課長

ひきこもりの対策の好事例についての御質問でございました。

実は、国のほうでもひきこもりの支援に関しては会議を開いたり、研修会を行っておりまして、事例の対策集等もございます。ですので、今回、予算で計上させていただいております各研修会等で好事例の紹介等をさせていただきまして、それぞれの地域が自分の地域にふさわしい支援体制については何かということを考えていただくという契機にさせていただきたいと考えております。

達田委員

支援の普及、啓発活動ということで予算がつけられておりますけれども、やはり非常に丁寧な啓発活動が必要ではないかと思うのです。ただ、一枚のチラシが救いになったという場合もあるのですけれども、やはりそういう方がどういうふうにしてひきこもりではなく、社会に出られるようになったかなと。すぐに働くというところまでは、なかなかそれは期待できないと思うのです。ただ、本当に心の問題でもありますので、徐々に、徐々に回復をしていくということが必要だと思うのですけれども、やはりそういう中でも、この方は本当に外に出て来られるようになったよというような、そういう前例というのはリーフレットなんかでどういうふうにしたんだということを知らせていただければ、本当にうちにひきこもりの子がいて、本当に困っているのだというような御家族にとっては、一筋の光が見えてくるのではないかなと思います。ですから、一人一人みんな事情が違うので、画一的に当てはまるということとはできないにしても、やはりその道筋というのが見える、そういう啓発に取り組んでいただきたいなと思いますので、是非、その点をお願いしたいと思います。

それと、できるだけ、そういうのは本人が悪いのではないよと。やはり本当にみんなが力をあわせて、社会全体で取り組む問題なのですよということを知らせていって、そして社会全体で支えていくという、そういう体制が必要だと思うのです。

ですから、県としても、ワークショップとか、研修会とか、いろいろあると思うのですけれども、やはり御家族とか、御本人さんが出てきてくれないことには全く解決にならないので、その方策をみんなで考えていけたらなと思いますので、その点を是非よろしく願いいたします。予算も本気でやろうとしたらもうちょっと掛かるのではないかなと思うんですよ。本当に幅広くPR、啓発ができるように是非お願いしたいと思います。

その点、今回は300万円という予算ですけれども、ずっと引き続いて予算がつけられて対

策を立てられていくのかどうか、お尋ねしたいと思います。

大久保健康づくり課長

ひきこもりの方の相談と普及啓発についての御質問を頂きました。

達田委員がおっしゃるように、ひきこもりの方が相談のときにつながるということは大変重要なところでございまして、やはり地域で活動されている民生委員さんを初め、精神福祉士ボランティアや支援団体に皆様がそれぞれの活動内容というのを御理解いただいて窓口を可視化する。そして、また協力体制を構築するというふうなことが大切だと考えております。当事者及びその家族が安心して相談できる環境づくりというのを構築してまいります。

さらには、ひきこもりに関して悩みや不安を抱える県民が適切な支援を受けられるよう工夫を凝らして、関係機関を集約したリーフレット等、SNSやいろいろな方法で周知啓発、情報発信をしてまいりたいと考えております。

今後とも市町村が連携体制を構築しまして、ひきこもりの状態にある方や家族が身近で安心して相談でき、必要な支援が受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

私どもも少しずつ学んでいきたいと思っておりますので、県としても今後とも力を入れていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それともう1点は、子ども食堂に関してです。子ども食堂といいますと、子供さんが小学校に歩いて通っていますよね。その範囲内に歩いて行ける場所ということで、身近なところに作っていきましようという、そういう趣旨があるのだと思います。全県的展開を支援するということですので、今、子供さんが置かれている状況、子供の貧困ということがよく言われますけれども、やはりなかなか朝御飯が食べられない御家庭、そういうのもたくさんあって、現代の社会全体が昔とは違う別の意味での貧困に陥っているということが言えると思います。

それでその必要性、要望の調査、子供の貧困の状況というのがきちんと調査をされているのかというのが分からないんですけれども、その点はいかがでしょうか。

長池委員長

小休します。(11時37分)

長池委員長

再開します。(11時38分)

上田未来創生文化部長

今、達田委員から、子供の貧困についての調査といいますか、実態の把握という点について御質問いただきました。まず国の状況でございますが、内閣府でございますけれども、子供の貧困対策に関する大綱の見直しを行いまして、ひとり親世帯の貧困率、また生活保護世帯に属する子供の大学進学率などを貧困の指標としているところでございます。

それから、令和2年3月に子供の貧困調査に関する研究結果が報告されまして、自治体による子供の貧困実態調査が全国的に実施されるよう、共通で調査することが望ましい項目が示されたところでございます。

また、比較対象として全国規模調査の実施が望ましいことが報告され、自治体別の子供の貧困率を正確に把握し、子供の貧困解消に向けた具体的な支援が求められていることが分かっております。

県におきまして、こうした県内のひとり親家庭の現状を把握するために、市町村の協力を得まして実施しておりますひとり親家庭等実態調査を子供の貧困対策に関する調査と位置づけまして、この結果を踏まえ、令和元年度に改定いたしましたひとり親家庭等自立促進計画に基づきまして、国、また市町村、関係機関と緊密に連携を図りながら、それぞれの自立に向けた総合的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

徳島県の調査の場合はひとり親家庭とか、そういうのに限って調査をされて、非常に有効な数字が出ていると思います。ただ、沖縄県などが行っている貧困調査というのは、非常に幅広く子供の貧困について包括的に調査をしているということなのですから、そういうひとり親でなくても、御家庭の事情によって貧困度というのが高いというようなところもあると思うので、万遍なく徳島県の子供の置かれた状況というのをきちんと把握する調査をまずするべきではないかなと思います。

この計画の中には、未開設地域において試験的に子ども食堂を実施するとのことですが、これはどういうふうな目安でされるのか。やはり貧困度の高いところに設置をしてみて、試験的に行うというのが望ましいのではないかなと思うのですが、県としてちゃんと調査をまず行い、それによって子ども食堂であれ、何であれ、対策を立てていくということが必要だと思います。

というのは、もう数十年前になりますけれども、学童クラブの必要性というのを幅広く調査をして、そして設置をしていったという経過もありますけれども、そういうやはり徳島県の子供の状況をきちんと把握する調査を県としてもう一度きちんとやるべきではないか。一人親だろうと何であろうと、やはり調査はやるべきではないかなと思うのですが、それはいかがでしょうか。

上田未来創生文化部長

先ほど申し上げましたように、基本、比較対象として、まずは全国規模の調査が望ましいとなっておりますので、そういった全国の状況をまず踏まえますとともに、今達田委員からお話がありましたように、他県の状況ということもございましたので、他県がどういう状況になっておるか等について、まずは検討してまいりたいと思います。

達田委員

試験的に実施するというのは、どこをというのはもう想定しているのでしょうか。

山名こども未来応援室長

ひろがれ！子ども食堂応援事業の実施箇所への質問でございますが、この事業の趣旨といたしまして、課題となっている地域的な偏在というものを解消するため、というところで未開設の地域での試験的な子ども食堂の実施というところになっておりますので、その時点で設置をされていない町村を中心に今年度中に最低一度以上開催させていただいて、開設に向けての機運醸成につなげてまいりたいと考えております。

達田委員

今の御答弁で未開設な自治体、市町村においてというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

山名こども未来応援室長

未開設地域を中心にとさせていただいております、それ以外にも小学校区で設置されていない地域も含めたような形で展開させていただきたいと思っております。

達田委員

子ども食堂をやりますといっても、関わっておられる議員さんもいらっしゃるので、本当に大変な思いをされて運営されていると思うのですけれども、やはり人が要りますよね。運営する人、場所が要りますよね。お金も要りますし、それから、何といても、その要望があるかどうかという、ニーズがあるかどうかというね。ニーズがないから未開設だということもあるかと思うんですね。ですから、その基礎をちゃんと調査し、そして、ちゃんと開設して、運営をしていってくれる人がいるのかどうかというね。そして、もしいなければ、必要なのになかったら、やはり人をまとめてやってくださいよという、そういう働きかけも必要だと思います。

ですから、これを試験的にやるんですよといっても、どこでやるのかも分からないし、未開設のところでやるんですよと言われても、ちょっと具体的にイメージがわかりませんので、そこはやはりはっきりと計画を示していただきたいなと思います。

山名こども未来応援室長

この事業につきましては、試験的に子ども食堂を実施するということですのでけれども、先ほども申し上げたのですが、全県展開に向けて未開設の町村を中心に、子ども食堂を実施します。その試験的な実施に当たっては関係市町の方々、それから近隣の民間の方々にも連携、啓発をしていただきまして、地域のニーズ、先ほど課題のほうでも御答弁させていただきましたように、高齢者の方々であったりとか、そういった地域が求めている交流の仕方であるとか、そういったものも検討した上で、試験的な実施を通じて、運営上の課題等が出てくると思います。地域のニーズにあわせた形で実施ができるように、この事業を通じまして関係機関からのアドバイスなどにより解消していった、一つ一つ開設できるように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

未開設地域で試験的にやってみるというのは、これはいい取組だと思うのですが、何回

かやりましたと。あと、ずっと継続してやっていけるかどうかというのがとても大事な点ですね。ですから、そこで引き受けて、やってくださる人々、地域の住民の方々が子ども食堂を運営していただけるかという、本当にボランティア精神でやらないとできないのですよね、別にお給料をもらってやるわけでもないのです。ちゃんとやれているところもあるかと思うのですけれども、やはりそういう本当に大変だけれども、やりがいのある活動が継続されることが一番大事だと思いますので、県も継続ということを見据えて支援ができるように、是非、お願いしておきたいと思います。

あと1点なのですけれども、今、資料を頂きましたスポーツ推進計画策定方針(案)というのが報告資料としてありますけれども、来年から運動部活動改革ということで、運動部、働き方改革にも関わって地域にお願いしていこうよというようなことが言われております。来年度といいますと、もう日がないのですけれども、その働き方、休日の部活動、段階的に地域へ移行ということができていくのかどうか、その点だけお伺いしておきたいと思います。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、運動部活動の地域移行の現状と今後についてということで御質問を頂きました。

現在、国におきましては、昨年度から地域運動部活動推進事業というものを実施しております、休日の地域部活動ですとか、合理的で効率的な部活動といったものを全国展開していこうということで、実践研究を実施している段階でございます。

本県におきましても、中学校における休日部活動の令和5年度以降の段階的な地域移行に向けまして国費事業を活用しまして、地域人材の確保や費用負担の在り方の整理、運営団体の確保などの課題解決を検証するための実証研究に現在取り組んでいるところでございます。

県教育委員会といたしましては、この実証研究を通じまして論点整理などを進め、令和5年度からの段階的移行に備えて準備を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

先生が部活動の指導も毎日やって大変と。休日は休めるようにというのは、これはもう本当に望むところだと思います。ただ、部活動となりますと、中学生にもなりますと試合とか、いろいろな活動がありますよね。結局、試合に行きましょうとか、指導するのは、日頃指導している先生が行かないとしょうがないというようなことにもなるのではないかと思います。

そういう点でやはり地域と学校との連携というのがどういうふうになるのかというのは、ちゃんと決められたものというか、指針が出ているわけでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま達田委員より、人材の確保などの指針が定められているかということで御質問を頂きました。

申し訳ございませんけれども、現在、担当の課長が不在でございますので、また追って

御回答差し上げたいと思います。

達田委員

スポーツとか、文化活動とか、本当に大事な活動だと思います。その指導をするのは、やはり専門的にいろいろな知識とか、技術とかを持っておられる方が指導していくということが望ましいと思うのですね。

今から、もう三十数年前になるのですけれども、北欧の教育体制とかいうので視察に行かせていただいたことがあるのですけれども、北欧の小学校とか中学校に野球場とかはないんですよ。芝生なんですよ。それでびっくりして、運動はどこでしているのですかと聞いたら、運動はちゃんと別にするとところがあって、その指導の人は先生がするのではなくて、ワールドカップに出た方とか、そういう高度な技術を持っている方が教えておりますというようなことを言われて、ええ、とびっくりしたことがあるのです。やはりそういうふうになっていくのが日本も道筋なのかなと思うのですけれども、今、そうすると指導者が、都会にはいるけれども、田舎のほうでそういう立派な指導者というのが本当にそろえるのかしらという、心配がございます。

それで、学校の先生は、北欧の場合は教科を教えるのです。お勉強の部分ですね。その部分をしっかりと教えておりますけれども、放課後にスポーツを教えるようなことはありませんというようなことだったんですね。やはり先生がスポーツはスポーツ、教科は教科で専門的に教えていけるというのは、本当に望ましいと思うのですけれども、地域の人材の偏在というのが心配されますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま指導に当たる専門家の地域の偏在についての御質問を頂きました。

今、担当課長が不在ですので、また追ってということになりますけれども、先日、国の動きといたしまして、運動部活動の地域移行に関しては、有識者会議が提言をまとめたという段階でございます。その中では、少子化の中で将来にわたって子供たちがスポーツを継続して親しんでいくという機会の確保に向けてということで、多様なスポーツ団体などが実施主体として想定されることや、指導者や施設の確保、大会の在り方など、論点として掲げられたと承知をしております。

国におきまして、この提言を受けまして、今後、実践研究の事例集の作成普及でありますとか、今後国としての予算の確保などを検討していくということでございますので、国の動向も踏まえながらそういった論点についても研究してまいりたいと考えております。

達田委員

部活動は、やはり子供が中心ですよ。子供の力をどこまで伸ばせるかという、本当に生き生きとのびのびと子供がスポーツであれ、文化であれ、力をつけていくということで、やはり力がついてきたら楽しいですし、そういうふうな体制をとるのが、そのために指導体制というのは必要だと思います。

それと、先生方の働き方改革というのは、これは大きいと思います。しかし、やはりこれに関わってほしいという方も、今いらっしゃるかと思うのですよ。非常に立派な指導を

されている方もいらっしゃいます。だけど、その方の働き方の長時間働くのをどうやって改善していくのかという、そこも考えていかなければいけないと思うんですね。

ですから、非常に問題はたくさんありますけれども、やはり子供たちの力をまずどう伸ばすのかというのを第一に、そしてその指導体制を考えていく。地域でどのように指導者を育てていくのかと難しい課題ではありますけれども、いろいろな先進例を参考に、この体制を確立していついていただきたいなと思っておりますので、これはまだ案として出されておりますので、注目をしていきたいと思います。

立川委員

子ども食堂のことで岡田委員も達田委員もすごくいいことをおっしゃってくれていたなと思っていて、付託でいいかなと思ったのですが、ちょっと今、言わせてください。

子ども食堂って何年も前から活動があって、僕も最近携わらせていただくことが多々あるのですが、元々の子ども食堂ではなくなってきたというか、貧困のことをおっしゃってくれていましたけれど、御飯が食べられない子供に御飯を食わせてやろうぜということで始まったはずなのです。それで、団体さんとか、志がある方から相談を受けて、やはり運営が大変やと。お金のことも大変やと。お金のことが大変なんですよ。費用が掛かるから。それで、それをどうしていくかという話になるのですが、本来だったら、僕が弁当を10個作って、腹が減ったやつは来いよ、持って帰れよと、これだと思いませんか。本質は。だけど、今は、イベント化されてきていて、もちろん地域の居場所づくりを作っていくのは大切です。だったら、親子会でいいと思います。

だけど、本質は食べられない子に食べさせてやろう。特に、学校がある時って、給食で食いつないでいる子とかもいて、長期の休みとかに入った時に、給食まで止まってしまうと。そうしたら1日食べられない子供だっているのですよね。やはりそういうときに、弁当を10個作って週3回配ってあげようかという、これが本質だと思うのですが、ちょっと言葉を選ばずに言ったら、保護者のイベントみたいになってきていて、本当のところからずれてきているにもかかわらず、イベント化することによって費用が掛かって、大変になって、運営も継続していけないみたいなことになっているので、せっかく県がこうやって携わっていつてくれるのであれば、その辺の本質がぶれないように、子ども食堂という名前もちょっと変えてもいいのかなと思うのですよね。地域づくりでやっていくんだったら。

なので、質問というか、ちょっとこういうずれてきてしまって、本来、やらないといけないことができなくなってしまうのではないかなと、ちょっと危惧をしているので、これだけ発言として言っておきます。よろしくお願いします。

長池委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員の方からありませんので、この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま扶川議員から発言の申出がありましたので、許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言でございますが、おおむね、15分とする申し合わせがございますのでよろしくお願いいたします。

なお、12時になりましたが、このまま続けたいと思いますので御協力よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

それでは、ひきこもりとちょっと関連して、子ども食堂のことをお尋ねしますが、ひきこもりの問題で550人の調査をしてほしいと求めたのは、3年前に委員の時にお願いをして、やってくれたんですけど、一定の前進と評価しましたが不満でした。というのは、550人、先ほど、達田委員もおっしゃったように、民生委員さんが把握しているのは全体ではないのは明らかです。国の調査でも100万人もいると言われているのに、徳島で550人なんて絶対にあり得ない。私も生活相談所というのをやっておりまして、私に関わっているひきこもりの人だけで7人ぐらいおります。今、現にお付き合いしている、支援している人がそのぐらいおります。だからとんでもない状況が広がっているという認識をまず持つべきだと。

そういう実態把握をした上で、その情報を今回つくられるような専門家のチームが情報共有をして、それで対策をとっていく。対策をとる上で非常に大事なものは、その当時、秋田県の富里町に視察に行って提言させていただいたのですが、やはり居場所づくりですね。

先ほど、達田委員がおっしゃったように、お宅にひきこもりの人がおるでしょみたいに言ったらそれは怒られますよ。もうちょっとソフトな形で働きかけをしないといけないから工夫がいるんですが、富里町で一生懸命やっておられる人は、叱られるのを恐れずに、手遅れになる前に手を打つということで訪問していく。

その情報の共有がなぜ重要かと言いますと、それぞれの機関が既にいろいろな情報を持っています。個人情報保護法は、その目的に合致すれば、その個人情報を使うことができるわけですから、それに沿っていろいろな機関が知恵を絞って、集まって、それで、ここにはどうも大変な人がいるようだよという見当をつけたら、全部それを回っていく。小さな町ですけど、まちの対象者を全部回って、私が行った時点では、一人もひきこもりの人はいませんと言っていました。すごい取組ですね。やる気になればできるんですよ。そこまでやっていただきたいと思います。

じゃあ、そのひきこもりになっている人たちに何を働きかけるかという、あそこは社会福祉協議会が中心になって居場所づくりをやっていました。それこそ、そういう人たちが社会復帰を果たすための就労支援もしているのですが、食堂みたいなものを運用してまして、そこに働きに来ます。当事者の方が、手伝いに。そういう形で関わる中で社会復帰のためのステップにしているんだということもおっしゃっていました。非常に成功している有名な例です。

そういう形で、もう既にイメージがあるわけですから、先駆的な取組があるわけですから、そこまでやり抜いていただきたいと思います。

で、お尋ねをしたいのですが、550人の調査以降、例えば県として、そのうち今までに何人の方が社会復帰できたのでしょうか。それを把握していたら教えてください。

大久保健康づくり課長

扶川議員より、県のひきこもり対策についての御質問を頂きました。

令和元年度に実施いたしました徳島県ひきこもりに関する実態調査結果におきましては、ひきこもりに該当すると判断された方が550人となっております。性別では男性が428人と約78パーセント、年齢別では40代が161人、次に50代が100人で、この2つの年代で全体の約半数47パーセントを占めております。ひきこもりの理由は疾病や性格、離職が多くございます。ひきこもりの期間は5年以上が83パーセントを占めているという状況でございました。

県のこれまでのひきこもりの対策につきましては、平成22年4月1日ひきこもり対策の中心的役割を担う機関として精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センター「きのぼり」を開設いたしまして、当事者及び家族からの電話、来所及び訪問相談対応、当事者支援として当事者グループ活動による生活訓練、居場所づくり、家族支援として家族教室「親の会」の開催等に取り組んでいるところでございます。

また、市町村や自立相談支援機関等に助言を行うとともに、情報交換や事例検討の場としてひきこもり対策連絡会議を開催して連携を図っているところでございます。

令和元年度の調査結果を踏まえまして、ひきこもり地域支援センターにおける専門的支援をより身近な地域で受けられるよう、令和2年4月にサテライト相談拠点を南部、西部地域に設置するとともに、困難事例への対策を適切に行うため、医療、心理、福祉等の他職種専門家チームを設置いたしまして、市町村を初め、関係機関への助言、支援体制の強化を図っているところでございます。

さらに、今回のコロナ禍の長期化や物価高騰に伴う経済状況の悪化によるひきこもりの増加が危惧されておりまして、さらなる対策として今回、6月補正予算案においてひきこもり支援対策強化事業を計上させていただいているところでございます。

県のひきこもり地域支援センターにおける専門的支援に加えまして、ひきこもり支援体制強化事業では、各市町村を主体といたしました相談窓口の設置や、身近に寄り添う支援体制の構築を目指しているところでございます。

具体的には、各保健所圏域ごとに市町村の担当者、民生委員、精神保健福祉ボランティア等の支援者向けの会議及び研修会を開催し、地域で活動されている民生委員や精神福祉ボランティア、支援団体の活動内容や窓口を可視化し、協力体制を構築することにより、当事者及びその家族が安心して相談できる場所づくりを行います。

さらに、ひきこもりに対しまして悩みや相談を抱える県民が適切な支援を受けられるよう、相談窓口や関係機関の情報を集約したリーフレットを作成するとともに、ケーブルテレビやSNS等による効果的な情報発信を実施することといたしております。

今後とも市町村等と連携体制を構築して、ひきこもりの状態にある方や家族が身近に安心して相談でき、必要な支援が受けられるよう取り組んでまいります。

扶川議員

今の取組を御説明いただきましたけれど、尋ねたことには答えられないのでしょうか。多分、何人復帰したかということは、数字を把握されていないのでしょうか。されていない

ですよ。されているなら教えてください。だから、無理と思います。そこまで県のほうで把握する体制がないと思いますし、それから、私自身が例えば、障がいを持っている方の就労支援をしている事業所と連携していますけれど、障がい者委託相談支援事業所というのが県下に八つぐらいあると思いますけれど、そこらの関係者に聞いたところ、実感として10年ひきこもっている人は10年支援が必要であるというぐらいのことが専門家の間では言われている。実際に関わって、社会復帰が成功する割合はどのぐらいだと聞いたら、その人の実感では5パーセントぐらい。本当に深刻な状況というのが伺われます。

ただ、これは障がい者の場合なので、そこまで至らずに、健常なのだけでも、もう社会に出られずに、閉じ籠もっているという人はたくさんいると思います。

そういう方々は家族の方が恥じて表にしないんですよ。ひきこもりと認めないんですよ。それが達田委員もおっしゃったけれども、把握されていないと思います。そういうところまで把握した上で体制をとらないと、重症化するとどうしようもないぐらい時間が掛かるんですよ、支援していただくのに。最終的には本当に病気になってしまって、お医者さんが往診に行く。訪問看護をするということまでしないといけないような事例も私のところでも把握しています。そうなるともう一生ものですよ。そこに至るまでに早く手を打たなくてはいけないわけですよ。その体制をとるような取組を是非お願いしたい。

それに関連して、居場所というのが非常に大事で、先ほど、立川委員がおっしゃったけれど、岡田委員もおっしゃったけれど、子ども食堂に高齢者もやってくると。非常にいいアイデアだし、取組としていいと思うのですが、そういう単に貧困で食に困っている子供を助けるだけじゃなくて、地域の人が交流する場をつくっていくというのであれば、名称を変えることも含めて、例えば、富里町がやっているように、社会福祉協議会の中にそういうセンターをつくっていくとか、そういうのもアイデアなのではないかと思います。そのあたりの仕組みが可能なのかどうかも、できているのだから可能だと思います。そういうことも参考に、是非重症化してしまう前に、ひきこもりの人が把握され、ケアされるような仕組みをつくっていただきたいのですが、検討いただきたいんですが、まず、実態把握をもう一回ちゃんとやらなくては駄目だと思いますけれど、それから、実績を把握しているのかも含めて教えてください。

大久保健康づくり課長

扶川議員から、実態調査についての御質問を頂きました。

先ほど申し上げましたとおり、県におきましては、令和元年度に民生委員さんに対してのアンケート調査ということで実態調査を行っているところでございます。今、申し上げましたように、ひきこもり支援体制の強化事業等におきまして、身近に寄り添う支援体制の構築というのを目指しておりまして、このような事業を進めていく中で実態というのは明らかになっていくと考えております。

扶川議員

分かりました。今後、明らかになるということですね。

今でも、実際は、例えば、高齢者のお宅を介護関係の人が訪問したときに、そのおじいちゃん、おばあちゃんから、実は、うちの息子がひきこもって困っているんだみたいな相

談があったらね、その状況を別のところに情報提供してケアが行われる。対策がとられるということもあると思います。それが有機的な連携だと思うんですね。

それから、社会福祉協議会に相談に来て、もう食べていけないから、生活福祉資金を貸してほしいという相談に来て、生活状況を聞くと、どうもひきこもりの人がおるようだ。生活困窮者相談支援員というのが社会福祉協議会にありますよね。その方々が今度はまた専門家につないでいくという。そういう人たちだけではなくて、10年ひきこもっている人を、今度は10年も支援しないといけないとなると、行政の人はどんどん変わっていくし、社会福祉協議会の担当もどんどん変わっていくと思いますけれど、民間の力を借りないとどうしようもないですよ。だから、継続的に活動している事業所、ないしNPO法人みたいなところと連携して、長い目でその人を支援すると。そういう体制づくりにも発展していかなければいけないと思うのですよ。

じゃあ、その中心になるのは一体、どこなのかというところでのぼりの話がありました。県はこれでいいでしょうけれど、市町村の全てにどこを拠点として作っていくかということを考えなくてはいけないと思うんですよ。やはり社会福祉協議会なのではないかと思います。あるいは、地域包括支援センターなどと連携してやっていくのがいいのではないかと思います。そのあたりはどのようにお考えですか。市町村の体制について、どういうところが核になって進めていくべきとお考えか教えてください。

大久保健康づくり課長

扶川議員から、支援体制についての御質問を頂きました。

先ほども申し上げましたが、県のひきこもり地域支援センターにおける専門的支援に加えまして、今回のひきこもり支援体制強化事業では、各市町村が主体とした相談窓口や身近に寄り添う支援体制の構築を目指しております。具体的には、それぞれの保健所圏域部によって事情が異なっておりますので、それぞれの市町村の担当者や民生委員と支援者向けの会議や研修会等を開催いたしまして、それに加えて民間の地域で活動されている方に対しても、この研修会等で勉強していただくという場を構築させていただいて、その中でその地域に寄り添った当事者及びその家族が安心して相談できる環境づくりというふうなことを構築してまいりたいというふうに考えております。

扶川議員

もうあと1分なのでまとめますけれど、分かりました。それぞれの地域に沿った体制づくりをしていると。県は生活保護にも関わっていますよね。だから、県の機関として重要なのは、福祉事務所ですよ。町村に関して言えば、あとは市は直接市がやっておりますけれど。そういう、とにかく関係するあらゆる部署、医療機関も、ときには、ひきこもりの方にどうしても入院していただかなければいけないときには、保護入院のために警察の力を借りることだってあります。

そういうあらゆる機関のネットワークというのをつくって、それをケース会議みたいな形で仕切って対応していく拠点を全ての市町村にもっていったって、そういうケース会議がどんどん、どんどん開かれて大量のひきこもりの方に対するフォローができていくようお願いしたいということを提案して終わります。

長池委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時15分)